

令和 7 年度 経営管理実施権配分計画（大淵・内山地区）

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和 7 年 11 月 28 日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝					(所在地) 富士市大淵6979番地の5					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期 (B)	経営管理実施権の存続期間 (終期) (C)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (D)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金額 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡								
1	富士市大淵	5622	48	ほ	4	山林	0.1381	スギ	79	06-1	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。			
2	富士市大淵	5623	48	ほ	5	山林	0.1920	スギ	75	06-1							
3	富士市大淵	5860	49	ろ	30	山林	0.1804	ヒノキ	74	06-02							
4	富士市大淵	5796-1	49	ろ	3	山林	0.0991	ヒノキ	81	06-04							
5	富士市大淵	5794	49	ろ	5	山林	0.0218	ヒノキ	81	06-04							
6	富士市大淵	6092	49	は	25	山林	0.0280	スギ	62	06-06							
7	富士市大淵	6096	49	は	27	山林	0.1193	スギ	62	06-06							
8	富士市大淵	5562-2	48	に	47	山林	0.2291	ヒノキ	71	06-07							
9	富士市大淵	5908-2	49	い	52	山林	0.2314	ヒノキ	63	06-08							
10	富士市大淵	5914	49	い	51	山林	0.0330	スギ	71	06-08							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
1	富士市大淵	5622	48	ほ	4	山林	0.1381	スギ	79	06-1				
2	富士市大淵	5623	48	ほ	5	山林	0.1920	スギ	75	06-1				
3	富士市大淵	5860	49	ろ	30	山林	0.1804	ヒノキ	74	06-02				
4	富士市大淵	5796-1	49	ろ	3	山林	0.0991	ヒノキ	81	06-04				
5	富士市大淵	5794	49	ろ	5	山林	0.0218	ヒノキ	81	06-04				
6	富士市大淵	6092	49	は	25	山林	0.0280	スギ	62	06-06				
7	富士市大淵	6096	49	は	27	山林	0.1193	スギ	62	06-06				
8	富士市大淵	5562-2	48	に	47	山林	0.2291	ヒノキ	71	06-07				
9	富士市大淵	5908-2	49	い	52	山林	0.2314	ヒノキ	63	06-08				
10	富士市大淵	5914	49	い	51	山林	0.0330	スギ	71	06-08				

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考						
11	富士市大淵	5967	49	に	17	山林	0.0826	スギ	84	06-12	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めることがある。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
12	富士市大淵	5968	49	に	16	山林	0.0373	ヒノキ	84	06-12						
13	富士市大淵	4717-5	49	は	16	山林	0.0364	ヒノキ	64	06-14						
14	富士市大淵	4717-4	49	は	15	山林	0.0377	ヒノキ	64	06-15						
15	富士市大淵	4717-6	49	は	19	山林	0.0364	ヒノキ	64	06-16						
16	富士市大淵	5876	49	に	51	山林	0.2152	ヒノキ	76	06-19						
17	富士市大淵	5879	49	に	49	山林	0.2380	ヒノキ スギ	77	06-19						
18	富士市大淵	4739-1	48	い	6	山林	0.3783	スギ	94	06-23						
19	富士市大淵	4739-10	48	い	7	山林	0.0766	ヒノキ	71	06-23						
20	富士市大淵	4739-17	48	い	4	山林	0.1598	スギ	75	06-23						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称			
11	富士市大淵	5967	49	に	17	山林	0.0826	スギ	84	06-12					
12	富士市大淵	5968	49	に	16	山林	0.0373	ヒノキ	84	06-12					
13	富士市大淵	4717-5	49	は	16	山林	0.0364	ヒノキ	64	06-14					
14	富士市大淵	4717-4	49	は	15	山林	0.0377	ヒノキ	64	06-15					
15	富士市大淵	4717-6	49	は	19	山林	0.0364	ヒノキ	64	06-16					
16	富士市大淵	5876	49	に	51	山林	0.2152	ヒノキ	76	06-19					
17	富士市大淵	5879	49	に	49	山林	0.2380	ヒノキ スギ	77	06-19					
18	富士市大淵	4739-1	48	い	6	山林	0.3783	スギ	94	06-23					
19	富士市大淵	4739-10	48	い	7	山林	0.0766	ヒノキ	71	06-23					
20	富士市大淵	4739-17	48	い	4	山林	0.1598	スギ	75	06-23					

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考						
21	富士市大淵	4739-2	48	い	7	山林	1.4991	ヒノキ	71	06-23	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めることがある。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
22	富士市大淵	4739-9	48	い	7	山林	0.0746	ヒノキ	71	06-23						
23	富士市大淵	5477-1	48	に	26	山林	0.2663	ヒノキ	69	06-23						
24	富士市大淵	5477-2	48	に	26	山林	0.0129	ヒノキ	69	06-23						
25	富士市大淵	4739-8	48	い	7	山林	0.1289	ヒノキ	71	06-23						
26	富士市大淵	5457	48	に	90	山林	0.1203	ヒノキ	65	06-33						
27	富士市大淵	5345	48	は	22	山林	0.1047	ヒノキ	64	06-35						
28	富士市大淵	5398-1	48	は	23	山林	0.0999	ヒノキ	79	06-35						
29	富士市大淵	5399-1	48	は	22	山林	0.1511	ヒノキ	64	06-35						
30	富士市大淵	5741-1	49	い	7	山林	1.0151	スギ	71	06-36						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
21	富士市大淵	4739-2	48	い	7	山林	1.4991	ヒノキ	71	06-23				
22	富士市大淵	4739-9	48	い	7	山林	0.0746	ヒノキ	71	06-23				
23	富士市大淵	5477-1	48	に	26	山林	0.2663	ヒノキ	69	06-23				
24	富士市大淵	5477-2	48	に	26	山林	0.0129	ヒノキ	69	06-23				
25	富士市大淵	4739-8	48	い	7	山林	0.1289	ヒノキ	71	06-23				
26	富士市大淵	5457	48	に	90	山林	0.1203	ヒノキ	65	06-33				
27	富士市大淵	5345	48	は	22	山林	0.1047	ヒノキ	64	06-35				
28	富士市大淵	5398-1	48	は	23	山林	0.0999	ヒノキ	79	06-35				
29	富士市大淵	5399-1	48	は	22	山林	0.1511	ヒノキ	64	06-35				
30	富士市大淵	5741-1	49	い	7	山林	1.0151	スギ	71	06-36				

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5		
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考					
31	富士市大淵	5741-3	49	い	5	山林	0.0101	スギ	71	06-36	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
32	富士市大淵	5326	48	は	26	山林	0.0214	スギ	61	06-38					
33	富士市大淵	5398-2	48	は	24	山林	0.0673	ヒノキ	79	06-38					
34	富士市大淵	5406-1	48	は	25	山林	0.0602	ヒノキ	79	06-38					
35	富士市大淵	5797-1	49	ろ	6	山林	0.0743	ヒノキ	81	06-40					
36	富士市大淵	5798-1	49	ろ	15	山林	0.0273	ヒノキ	81	06-40					
37	富士市大淵	5799-1	49	ろ	24	山林	0.1358	ヒノキ	65	06-40					
38	富士市大淵	5806	49	い	19	山林	0.2099	ヒノキ	71	06-42					
39	富士市大淵	5807	49	い	18	山林	0.0231	ヒノキ	71	06-42					
40	富士市大淵	5819	49	い	20	山林	0.0168	ヒノキ	71	06-42					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
31	富士市大淵	5741-3	49	い	5	山林	0.0101	スギ	71	06-36				
32	富士市大淵	5326	48	は	26	山林	0.0214	スギ	61	06-38				
33	富士市大淵	5398-2	48	は	24	山林	0.0673	ヒノキ	79	06-38				
34	富士市大淵	5406-1	48	は	25	山林	0.0602	ヒノキ	79	06-38				
35	富士市大淵	5797-1	49	ろ	6	山林	0.0743	ヒノキ	81	06-40				
36	富士市大淵	5798-1	49	ろ	15	山林	0.0273	ヒノキ	81	06-40				
37	富士市大淵	5799-1	49	ろ	24	山林	0.1358	ヒノキ	65	06-40				
38	富士市大淵	5806	49	い	19	山林	0.2099	ヒノキ	71	06-42				
39	富士市大淵	5807	49	い	18	山林	0.0231	ヒノキ	71	06-42				
40	富士市大淵	5819	49	い	20	山林	0.0168	ヒノキ	71	06-42				

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考						
41	富士市大淵	4701-1	49	い	15	山林	0.1795	スギ	74	06-47	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めることがある。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
42	富士市大淵	4701-2	49	い	16	山林	0.1656	スギ	74	06-47						
43	富士市大淵	5765-1	49	ほ	27	山林	0.0815	ヒノキ	72	06-47						
44	富士市大淵	5800-1	49	い	14	山林	0.0286	ヒノキ	71	06-47						
45	富士市大淵	5801	49	い	23	山林	0.1319	スギ	66	06-47						
46	富士市大淵	5802-1	49	い	13	山林	0.2391	ヒノキ	74	06-47						
47	富士市大淵	5385	48	ろ	52	山林	0.2142	スギ	68	06-47						
48	富士市大淵	5764-1	49	ほ	26	山林	1.3725	ヒノキ	71	06-47						
49	富士市大淵	5805	49	い	17	山林	0.0872	ヒノキ	74	06-47						
50	富士市大淵	4723-2	49	に	57	山林	0.1704	ヒノキ	41	06-48						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
41	富士市大淵	4701-1	49	い	15	山林	0.1795	スギ	74	06-47				
42	富士市大淵	4701-2	49	い	16	山林	0.1656	スギ	74	06-47				
43	富士市大淵	5765-1	49	ほ	27	山林	0.0815	ヒノキ	72	06-47				
44	富士市大淵	5800-1	49	い	14	山林	0.0286	ヒノキ	71	06-47				
45	富士市大淵	5801	49	い	23	山林	0.1319	スギ	66	06-47				
46	富士市大淵	5802-1	49	い	13	山林	0.2391	ヒノキ	74	06-47				
47	富士市大淵	5385	48	ろ	52	山林	0.2142	スギ	68	06-47				
48	富士市大淵	5764-1	49	ほ	26	山林	1.3725	ヒノキ	71	06-47				
49	富士市大淵	5805	49	い	17	山林	0.0872	ヒノキ	74	06-47				
50	富士市大淵	4723-2	49	に	57	山林	0.1704	ヒノキ	41	06-48				

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考						
51	富士市大淵	4724-1	49	に	57	山林	0.6231	ヒノキ	41	06-48	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めることがある。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
52	富士市大淵	5864-2	49	に	57	山林	0.0503	ヒノキ	41	06-48						
53	富士市大淵	5872-2	49	に	57	山林	0.1899	ヒノキ	41	06-48						
54	富士市大淵	5695-1	49	い	2	山林	0.1409	ヒノキ	73	06-53						
55	富士市大淵	5696-3	49	い	7	山林	0.0325	スギ	71	06-53						
56	富士市大淵	5697-1	49	い	1	山林	0.0190	ヒノキ	61	06-53						
57	富士市大淵	4717-13	49	は	8	山林	0.0330	ヒノキ	62	06-60						
58	富士市大淵	6011-2	49	は	8	山林	0.0008	ヒノキ	62	06-60						
59	富士市大淵	6013	49	は	5	山林	0.1633	ヒノキ	64	06-60						
60	富士市大淵	6013-2	49	は	8	山林	0.0145	ヒノキ	62	06-60						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
51	富士市大淵	4724-1	49	に	57	山林	0.6231	ヒノキ	41	06-48				
52	富士市大淵	5864-2	49	に	57	山林	0.0503	ヒノキ	41	06-48				
53	富士市大淵	5872-2	49	に	57	山林	0.1899	ヒノキ	41	06-48				
54	富士市大淵	5695-1	49	い	2	山林	0.1409	ヒノキ	73	06-53				
55	富士市大淵	5696-3	49	い	7	山林	0.0325	スギ	71	06-53				
56	富士市大淵	5697-1	49	い	1	山林	0.0190	ヒノキ	61	06-53				
57	富士市大淵	4717-13	49	は	8	山林	0.0330	ヒノキ	62	06-60				
58	富士市大淵	6011-2	49	は	8	山林	0.0008	ヒノキ	62	06-60				
59	富士市大淵	6013	49	は	5	山林	0.1633	ヒノキ	64	06-60				
60	富士市大淵	6013-2	49	は	8	山林	0.0145	ヒノキ	62	06-60				

整理番号	配06	(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝					(所在地) 富士市大淵6979番地の5							
		(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡					
61	富士市大淵	6014	49	は	7	山林	0.0347	ヒノキ	61	06-60	2025.11.28	2031.3.31	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
62	富士市大淵	6015	49	は	7	山林	0.4856	ヒノキ	61	06-60				
63	富士市大淵	5631-6	48	ほ	11	山林	0.0824	ヒノキ	82	06-68				
64	富士市大淵	4777	48	に	11	山林	0.2770	ヒノキ	64	06-69				
65	富士市大淵	5462	48	に	4	山林	0.1451	スギ	63	06-69				
66	富士市大淵	5463-1	48	に	3	山林	0.0215	スギ	63	06-69				
67	富士市大淵	5463-3	48	に	5	山林	0.0121	スギ	63	06-69				
68	富士市大淵	5464	48	に	1	山林	0.0462	スギ	71	06-69				
69	富士市大淵	5467	48	に	6	山林	0.0135	スギ	63	06-69				
70	富士市大淵	5478-1	48	に	25	山林	0.0220	ヒノキ	65	06-69				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
61	富士市大淵	6014	49	は	7	山林	0.0347	ヒノキ	61	06-60				
62	富士市大淵	6015	49	は	7	山林	0.4856	ヒノキ	61	06-60				
63	富士市大淵	5631-6	48	ほ	11	山林	0.0824	ヒノキ	82	06-68				
64	富士市大淵	4777	48	に	11	山林	0.2770	ヒノキ	64	06-69				
65	富士市大淵	5462	48	に	4	山林	0.1451	スギ	63	06-69				
66	富士市大淵	5463-1	48	に	3	山林	0.0215	スギ	63	06-69				
67	富士市大淵	5463-3	48	に	5	山林	0.0121	スギ	63	06-69				
68	富士市大淵	5464	48	に	1	山林	0.0462	スギ	71	06-69				
69	富士市大淵	5467	48	に	6	山林	0.0135	スギ	63	06-69				
70	富士市大淵	5478-1	48	に	25	山林	0.0220	ヒノキ	65	06-69				

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5		
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考					
71	富士市大淵	5478-2	48	に	25	山林	0.0039	ヒノキ	65	06-69	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めることがある。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
72	富士市大淵	5478-3	48	に	19	山林	0.0153	ヒノキ	65	06-69					
73	富士市大淵	5482	48	に	9	山林	0.4165	ヒノキ	62	06-69					
74	富士市大淵	5483	48	に	11	山林	0.1282	ヒノキ	64	06-69					
75	富士市大淵	5485	48	に	8	山林	0.1649	ヒノキ	62	06-69					
76	富士市大淵	5509	48	に	17	山林	0.1999	ヒノキ	62	06-69					
77	富士市大淵	5510	48	に	24	山林	0.0760	ヒノキ	65	06-69					
78	富士市大淵	5513-1	48	に	18	山林	0.1841	ヒノキ	65	06-69					
79	富士市大淵	5513-2	48	に	19	山林	0.0663	ヒノキ	65	06-69					
80	富士市大淵	4771	48	ろ	70	山林	0.3887	ヒノキ	61	06-70					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
71	富士市大淵	5478-2	48	に	25	山林	0.0039	ヒノキ	65	06-69				
72	富士市大淵	5478-3	48	に	19	山林	0.0153	ヒノキ	65	06-69				
73	富士市大淵	5482	48	に	9	山林	0.4165	ヒノキ	62	06-69				
74	富士市大淵	5483	48	に	11	山林	0.1282	ヒノキ	64	06-69				
75	富士市大淵	5485	48	に	8	山林	0.1649	ヒノキ	62	06-69				
76	富士市大淵	5509	48	に	17	山林	0.1999	ヒノキ	62	06-69				
77	富士市大淵	5510	48	に	24	山林	0.0760	ヒノキ	65	06-69				
78	富士市大淵	5513-1	48	に	18	山林	0.1841	ヒノキ	65	06-69				
79	富士市大淵	5513-2	48	に	19	山林	0.0663	ヒノキ	65	06-69				
80	富士市大淵	4771	48	ろ	70	山林	0.3887	ヒノキ	61	06-70				

整理番号	配06	(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝					(所在地) 富士市大淵6979番地の5							
		(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齡					
81	富士市大淵	5414-1	48	ろ	69	山林	0.6764	ヒノキ	64	06-70	2025.11.28	2031.3.31	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p>
82	富士市大淵	5417	48	ろ	66	山林	0.0340	ヒノキ	61	06-70				
83	富士市大淵	5418-1	48	ろ	67	山林	0.0504	ヒノキ	61	06-70				
84	富士市大淵	5419-1	48	ろ	65	山林	0.0118	ヒノキ	61	06-70				
85	富士市大淵	5631-1	48	ほ	11	山林	0.0192	ヒノキ	82	06-71				
86	富士市大淵	5631-10	48	ほ	11	山林	0.0811	ヒノキ	82	06-71				
87	富士市大淵	5631-11	48	ほ	11	山林	0.0039	ヒノキ	82	06-71				
88	富士市大淵	5631-14	48	ほ	11	山林	0.0002	ヒノキ	82	06-71				
89	富士市大淵	5631-16	48	ほ	11	山林	0.0020	ヒノキ	82	06-71				
90	富士市大淵	5562-1	48	に	46	山林	0.0617	ヒノキ	62	06-75				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
81	富士市大淵	5414-1	48	ろ	69	山林	0.6764	ヒノキ	64	06-70				
82	富士市大淵	5417	48	ろ	66	山林	0.0340	ヒノキ	61	06-70				
83	富士市大淵	5418-1	48	ろ	67	山林	0.0504	ヒノキ	61	06-70				
84	富士市大淵	5419-1	48	ろ	65	山林	0.0118	ヒノキ	61	06-70				
85	富士市大淵	5631-1	48	ほ	11	山林	0.0192	ヒノキ	82	06-71				
86	富士市大淵	5631-10	48	ほ	11	山林	0.0811	ヒノキ	82	06-71				
87	富士市大淵	5631-11	48	ほ	11	山林	0.0039	ヒノキ	82	06-71				
88	富士市大淵	5631-14	48	ほ	11	山林	0.0002	ヒノキ	82	06-71				
89	富士市大淵	5631-16	48	ほ	11	山林	0.0020	ヒノキ	82	06-71				
90	富士市大淵	5562-1	48	に	46	山林	0.0617	ヒノキ	62	06-75				

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5		
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考					
91	富士市大淵	4703-1	49	い	34	山林	0.3315	ヒノキ	74	06-76	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
92	富士市大淵	5840-3	49	い	34	山林	0.0214	ヒノキ	74	06-76					
93	富士市大淵	5840-4	49	い	38	山林	0.0297	ヒノキ	71	06-76					
94	富士市大淵	5843-1	49	い	33	山林	0.2294	ヒノキ	82	06-76					
95	富士市大淵	5897-2	49	い	40	山林	0.0025	ヒノキ	71	06-76					
96	富士市大淵	4710	42	い	21	山林	1.2029	ヒノキ	81	06-77					
97	富士市大淵	5809	49	い	28	山林	0.0644	ヒノキ	69	06-78					
98	富士市大淵	5831-1	49	い	36	山林	0.0539	スギ	65	06-78					
99	富士市大淵	5917	49	い	56	山林	0.0476	ヒノキ	74	06-78					
100	富士市大淵	5346	48	は	23	山林	0.3348	ヒノキ	64	06-81					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称			
91	富士市大淵	4703-1	49	い	34	山林	0.3315	ヒノキ	74	06-76					
92	富士市大淵	5840-3	49	い	34	山林	0.0214	ヒノキ	74	06-76					
93	富士市大淵	5840-4	49	い	38	山林	0.0297	ヒノキ	71	06-76					
94	富士市大淵	5843-1	49	い	33	山林	0.2294	ヒノキ	82	06-76					
95	富士市大淵	5897-2	49	い	40	山林	0.0025	ヒノキ	71	06-76					
96	富士市大淵	4710	42	い	21	山林	1.2029	ヒノキ	81	06-77					
97	富士市大淵	5809	49	い	28	山林	0.0644	ヒノキ	69	06-78					
98	富士市大淵	5831-1	49	い	36	山林	0.0539	スギ	65	06-78					
99	富士市大淵	5917	49	い	56	山林	0.0476	ヒノキ	74	06-78					
100	富士市大淵	5346	48	は	23	山林	0.3348	ヒノキ	64	06-81					

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝						(所在地) 富士市大淵6979番地の5		
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考					
101	富士市大淵	4717-11	49	は	12	山林	0.0330	ヒノキ	56	06-82	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めることがある。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
102	富士市大淵	5631-13	48	ほ	11	山林	0.0165	ヒノキ	82	06-85					
103	富士市大淵	5631-8	48	ほ	11	山林	0.0360	ヒノキ	82	06-93					
104	富士市大淵	5631-4	48	ほ	11	山林	0.0530	ヒノキ	82	06-94					
105	富士市大淵	5631-5	48	ほ	11	山林	0.0668	ヒノキ	82	06-94					
106	富士市大淵	5377	48	ろ	44	山林	0.0942	ヒノキ	63	06-95					
107	富士市大淵	5378	48	ろ	45	山林	0.3057	ヒノキ	64	06-95					
108	富士市大淵	5939	49	に	25	山林	0.4370	ヒノキ	62	06-97					
109	富士市大淵	5940	49	に	24	山林	0.1302	ヒノキ	79	06-97					
110	富士市大淵	5683-1	49	ほ	19	山林	0.0183	ヒノキ	66	06-98					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称			
101	富士市大淵	4717-11	49	は	12	山林	0.0330	ヒノキ	56	06-82					
102	富士市大淵	5631-13	48	ほ	11	山林	0.0165	ヒノキ	82	06-85					
103	富士市大淵	5631-8	48	ほ	11	山林	0.0360	ヒノキ	82	06-93					
104	富士市大淵	5631-4	48	ほ	11	山林	0.0530	ヒノキ	82	06-94					
105	富士市大淵	5631-5	48	ほ	11	山林	0.0668	ヒノキ	82	06-94					
106	富士市大淵	5377	48	ろ	44	山林	0.0942	ヒノキ	63	06-95					
107	富士市大淵	5378	48	ろ	45	山林	0.3057	ヒノキ	64	06-95					
108	富士市大淵	5939	49	に	25	山林	0.4370	ヒノキ	62	06-97					
109	富士市大淵	5940	49	に	24	山林	0.1302	ヒノキ	79	06-97					
110	富士市大淵	5683-1	49	ほ	19	山林	0.0183	ヒノキ	66	06-98					

整理番号	配06	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝					(所在地) 富士市大淵6979番地の5			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考					
111	富士市大淵	5758-1	49	ほ	19	山林	0.2550	ヒノキ	66	06-98	2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
112	富士市大淵	5759-1	49	ほ	19	山林	0.0451	ヒノキ	66	06-98					
113	富士市大淵	5336-10	48	は	10	山林	0.0149	ヒノキ	71	06-99					
114	富士市大淵	5336-6	48	は	10	山林	0.0840	ヒノキ	71	06-99					
115	富士市大淵	5336-9	48	は	10	山林	0.0691	ヒノキ	71	06-99					
116	富士市大淵	5342	48	は	10	山林	0.0297	ヒノキ	71	06-99					
117	富士市大淵	5631-9	48	ほ	11	山林	0.0970	ヒノキ	82	06-101					
118	富士市大淵	5465	48	に	6	山林	0.0340	スギ	63	06-103					
119	富士市大淵	5544-1	48	に	75	山林	0.1593	ヒノキ	62	06-103					
120	富士市大淵	5544-2	48	に	72	山林	0.0138	ヒノキ	62	06-103					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
111	富士市大淵	5758-1	49	ほ	19	山林	0.2550	ヒノキ	66	06-98				
112	富士市大淵	5759-1	49	ほ	19	山林	0.0451	ヒノキ	66	06-98				
113	富士市大淵	5336-10	48	は	10	山林	0.0149	ヒノキ	71	06-99				
114	富士市大淵	5336-6	48	は	10	山林	0.0840	ヒノキ	71	06-99				
115	富士市大淵	5336-9	48	は	10	山林	0.0691	ヒノキ	71	06-99				
116	富士市大淵	5342	48	は	10	山林	0.0297	ヒノキ	71	06-99				
117	富士市大淵	5631-9	48	ほ	11	山林	0.0970	ヒノキ	82	06-101				
118	富士市大淵	5465	48	に	6	山林	0.0340	スギ	63	06-103				
119	富士市大淵	5544-1	48	に	75	山林	0.1593	ヒノキ	62	06-103				
120	富士市大淵	5544-2	48	に	72	山林	0.0138	ヒノキ	62	06-103				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

所在地

富士市大淵6979番地の5

富士市森林組合 代表理事組合長 渡井 正孝

権利を設定をする市町村（乙）

所在地

富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

（1）経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を收受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

（2）森林施業による測量の実施

① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。

② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

（3）丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

（4）乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

（5）経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

（6）経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

（7）経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（3）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、（1）、（2）、（10）、（14）に掲げる事項を実施するため必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、（1）、（2）、（10）、（14）に掲げる事項を実施するため必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。

② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。

② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。